

山口県報

平成23年
3月15日
(火曜日)

目次

規則

- 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………
- 児童福祉施設規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………
- 障害者支援施設規則を廃止する規則(障害者支援課)……………
- 山口県二十一世紀の森施設規則を廃止する規則(森林企画課)……………



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の九を第一条の十一とし、第一条の八(見出しを含む。)中「別表第五号の八又」を「別表第五号の九又」に改め、同条を第一条の十とする。

第一条の七を第一条の九とし、第一条の三から第一条の六までを二条ずつ繰り下げ、第一条の二の次に次の二条を加える。

(条例別表第四号トの規則で定める事務)

第一条の三 条例別表第四号トの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成十二年総理府令第十五号)別表の備考の規定による指定をすること。

二 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和四十三年厚生省告示・建設省告示第一号)別表第一号の規定による指定をすること。

(条例別表第四号の三ホの規則で定める事務)

第一条の四 条例別表第四号の三ホの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号。以下この条において「府令」という。)別表第一の付表第一号の規定による指定をすること。

二 府令別表第二の備考1の規定による指定をすること。

三 府令別表第二の備考2の規定による指定をすること。

第三条の見出し中「別表第十二号」を「別表第十二号の三」に改め、同条第一項中「別表第十二号イ」を「別表第十二号の三イ」に改め、同条第二項中「別表第十二号ネ」を「別表第十二号の三ネ」に改め、同項第一号中「別表第十二号八」を「別表第十二号の三八」に改め、同項第二号中「別表第十二号二」を「別表第十二号の三二」に改め、同項第三号中「別表第十二号八」を「別表第十二号の三八」に改め、同項第四号中「別表第十二号二」を「別表第十二号の三二」に改める。

第五条の四(見出しを含む。)中「別表第十八号の八ホ」を「別表第十八号の十七ホ」に改め、同条を第五条の七とする。

第五条の三(見出しを含む。)中「別表第十八号の四チ」を「別表第十八号の十三チ」に改め、同条を第五条の六とする。

第五条の二(見出しを含む。)中「別表第十八号の三才」を「別表第十八号の十二才」に改め、同条を第五条の五とし、第五条の次に次の三条を加える。

(条例別表第十八号の二(59)の規則で定める事務)

一 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この条において「省令」という。)第十五条第一項の表の規定による指示をすること。

二 省令第四十一条第二項の規定による交付をすること。

三 省令第四十四条の二第二項ただし書の規定による届出を受理すること。

四 省令第四十四条の二第四項の規定による交付をすること。

五 省令第六十七条の七第三項の規定による指定の取消しをすること。

六 省令第六十七条の七第四項の規定による申請を受理すること。

七 省令第八十一条の十四の規定による報告書又は届出書を受理すること。

(条例別表第十八号のハスの規則で定める事務)
第五条の三 条例別表第十八号のハスの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 中小企業等協同組合法施行規則(平成二十年内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令第一号。以下この条において「省令」という。)(第六十九条第二項の承認をすること。
- 二 省令第八十七号第三項の承認をすること。

(条例別表第十八号の九⁵⁵)の規則で定める事務)

第五条の四 条例別表第十八号の九⁵⁵)の規則で定める事務は、中小企業団体の組織に関する法律施行規則(平成十九年財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令第一号)(第九十条第二項の承認をすることとする。

第十条(見出しを含む。)(中「第三十四号マ」を「第三十四号ケ」に改める。

第十一条第五項第五号中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十一条第五項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

児童福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五号

児童福祉施設規則の一部を改正する規則

児童福祉施設規則(平成十七年山口県規則第百十三号)(の一部を次のように改正する。

第二条中「第十四条の二第二項(条例第十七条第二項において準用する場合を含む。)(」を「第十七条の二第二項」に改める。

第三条第一項中「第十四条の二第三項(条例第十七条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(」を「第十七条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十四条の二第三項」を「第十七条の二第三項」に改める。

第四条中「第十四条の二第八項(条例第十七条第二項において準用する場合を含む。)(」を「第十七条の二第八項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

障害者支援施設規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六号

障害者支援施設規則を廃止する規則

障害者支援施設規則(平成二十一年山口県規則第十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県二十一世紀の森施設規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七号

山口県二十一世紀の森施設規則を廃止する規則

山口県二十一世紀の森施設規則(昭和五十八年山口県規則第二十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。